

寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第 2 3 号

寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年市条例第 2 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(認可申請)

第 2 条 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の認可（法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の認可をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、あらかじめ市長と協議を行い、乳児等通園支援事業を開始しようとする日の 4 月前までに、寒河江市乳児等通園支援事業認可申請書（様式第 1 号）に事業計画書（様式第 2 号）その他の関係書類を添付して、市長に提出し

なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、必要に応じて実地調査等を行い、その適否を審査するものとする。
- 3 市長は、法第34条の15第4項の規定により、第1項の認可をしようとするときは、寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例（平成25年市条例第32号）第1条に規定する寒河江市子ども・子育て支援推進会議の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第1項の認可をしたときは、申請者に対し寒河江市乳児等通園支援事業認可通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の認可をしないときは、その理由を付して、申請者に対し寒河江市乳児等通園支援事業却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（認可内容の変更）

第3条 前条第1項の認可を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、認可された乳児等通園支援事業の内容を変更しようとするときは、寒河江市乳児等通園支援事業内容変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に関係書類を添付して、変更しようとする日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事業実施者から変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、寒河江市乳児等通園支援事業内容変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（認可取消）

第4条 市長は、法第58条第2項の規定により第2条第1項の認可を取り消すときは、事業実施者に対し寒河江市乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（廃止又は休止）

第5条 事業実施者は、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の3月前までに、寒河江市乳児等通園支援事業廃止・休止申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、事業実施者に対し寒河江市乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（経理）

第6条 事業実施者は、乳児等通園支援事業に係る経理を他の会計と区分し、明確にしておかなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

事業実施者

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

寒河江市乳児等通園支援事業認可申請書

下記のとおり乳児等通園支援事業を実施したいので、寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第 2 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の種類 ☐一般型 ☐余裕活用型
- 2 事業所名称
- 3 所在地
- 4 事業開始の予定年月日
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 事業の運営についての重要事項に関する規程
 - (3) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
 - (4) 収支予算書
 - (5) 事業を行う者の履歴及び資産を明らかにする書類
 - (6) 法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
 - (7) 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
 - (8) その他事業の種類に応じて市長が必要と認める書類

様式第2号（第2条関係）

事業計画書

1 事業の内容

開所時間	実施曜日		実施時間	
			： ～ ：	
定 員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
食事提供	☐ あ り ☐ な し			
保険加入 の状況				
提 携 医療機関	名 称			
	所在地			

2 事業従事者の状況

職名	氏名	年齢	資格の 有無	雇用形態	専任・兼 任の別	備 考

注1 乳児等通園支援事業に従事する者について、全て記入すること。

注2 資格の有無について、保育士資格を有する場合は、保育士証の写しを添付し、保育士資格を有しない場合は、子育て支援員研修等の修了証書等を添付すること。

3 施設及び設備

建物の構造	(階建)		
室数・面積	乳児室・ほふく室	室	m ²
	保育室・遊戯室	室	m ²
	そ の 他	室	m ²
消火施設・設備	☐ あ り ☐ な し		

注 各室名及び面積を記載した配置図、平面図を添付すること。

様式第 3 号（第 2 条関係）

番 号
年 月 日

事業実施者 様

寒河江市長

寒河江市乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記のとおり認可します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業所名称
- 3 所在地
- 4 事業開始年月日
- 5 認可に付ける条件

様式第4号（第2条関係）

番 号
年 月 日

事業実施者 様

寒河江市長

寒河江市乳児等通園支援事業却下通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記のとおり却下します。

記

- 1 事業の種類
- 2 却下の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に寒河江市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

寒河江市長 様

事業実施者
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

寒河江市乳児等通園支援事業内容変更届

下記のとおり乳児等通園支援事業の内容を変更したいので、寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第3条の規定により届け出ます。

記

変更事項	新	
	旧	
変更理由		
関係書類		

番 号
年 月 日

事業実施者 様

寒河江市長

寒河江市乳児等通園支援事業内容変更承認通知書

年 月 日付で届出のあった乳児等通園支援事業に係る内容
変更については、承認します。

様式第7号（第4条関係）

番 号
年 月 日

事業実施者 様

寒河江市長

寒河江市乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日付けで認可した乳児等通園支援事業について、児童福祉法第58条第2項の規定により、下記のとおり認可を取り消すので通知します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業所名称
- 3 所在地

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に寒河江市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

寒河江市長 様

事業実施者

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

寒河江市乳児等通園支援事業廃止・休止申請書

下記のとおり乳児等通園支援事業を廃止（休止）したいので、寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第５条の規定により申請します。

記

廃止予定日 (休止期間)	
廃止（休止）理由	

番 号
年 月 日

事業実施者 様

寒河江市長

寒河江市乳児等通園支援事業内容変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業に係る廃止
(休止) については、承認します。